

～京都市商業集積審議会～

市民委員募集のお知らせ



京都市では、望ましい商業集積のあり方について検討する「京都市商業集積審議会（以下「審議会」という。）」を設置しています。この審議会では、地域ごとのまちづくりと商業集積の方向性や、大型店の誘導及び規制における考え方を示した「京都市商業集積ガイドプラン」の運用と都市計画の変更に伴う見直しについて、各分野の専門家と共に市民委員の方に、自由な御意見をいただくこととしております。

この度、審議会委員の改選に当たり、市民委員を下記のとおり公募しますので、市民の皆さまの御応募をお待ちしております。

1 募集人数

1名

2 委員就任の期間

令和6年6月上旬（予定）から2年間

3 応募資格

次の条件を全て満たす方

- (1) 本市の商業振興に関する施策に理解・関心のある方
- (2) 市内に居住又は通勤、通学する方
- (3) 年齢18歳以上の方（令和6年6月1日時点）
- (4) 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- (5) 平日に開催される会議に出席、又はリモート参加できる方
- (6) 外国籍の方は、日本語が理解できる方
- (7) 本市の他の審議会等に2つ以上、市民公募委員として在籍していない方

4 応募方法

所定の応募用紙に必要事項及び課題作文（ア. まちの特性を活かし、魅力を高めていくために、小売店舗（大型店、中小小売店を問わない）に求められること、イ. 大型店と中小小売店のそれぞれの役割、から1つを選んで、600字以内でお書きください。）を御記入のうえ、持参、郵送、電子メール又はFAXで御応募ください。

※ 応募用紙は、市役所庁舎案内所、各区役所・支所等で配布します。ホームページからもダウンロードしていただけますが、ダウンロードできない等の理由により入手できない場合は郵送でお送りしますので、地域企業イノベーション推進室まで御連絡ください。

※ 応募書類は返却しませんので御了承ください。

5 募集期間

令和6年4月19日（金）～令和6年5月10日（金）

※郵送の場合は、当日消印有効。

6 選考方法

応募書類を基に選考を行い、選考結果を令和6年5月中旬頃に応募者全員に通知します。

7 委員の役割

京都市商業集積ガイドプラン（※）の運用（都市計画の変更に合わせてゾーンの変更等）について検討していただくとともに、必要に応じて、本市の商業集積の在り方に関する事項についても検討していただきます。

なお、会議は毎年度1～3回程度開催する予定です。

※ 京都市商業集積ガイドプランでは、商業集積の現状や地域の特性を考慮して、商業とまちづくりの観点から市内を7種類のゾーンに分類し、ゾーンごとにまちづくりと商業集積の方向を示すとともに、小売店を新たに設置する際の店舗面積の上限の目安を示しています。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000078346.html>

8 報酬

会議に御出席いただいた場合、報酬をお支払いします。

9 その他

審議会の委員は、有識者、商業者、市民公募委員で構成しています。

10 応募・問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室 担当：木下、土田

電話：075-222-3340

FAX：075-222-3331

メール：shogyo@city.kyoto.lg.jp

令和6年4月発行

京都市産業観光局

地域企業イノベーション推進室

京都市印刷物 第064086号



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



京都市商業集積審議会 市民委員 応募用紙

ふりがな			
氏名			
性別 (任意)	男・女	年齢	歳 (令和6年6月1日現在)
住所	〒 -		
	(市外在住の方は、通勤・通学先を記入してください。) 〒 -		
連絡先の電話番号		職業	
応募動機	①商業の活性化に寄与したい ②市政に自分の意見を反映させたい ③自己のスキルアップ ④経験をいかしたい ⑤その他 ()		

※記載された個人情報は委員募集の目的以外に使用しません。

記入に当たっての注意事項

- ①日本語の楷書、横書きで作成してください。
- ②1人1通とします。それを超える場合は全て無効となります。
- ③作文は「ア. まちの特性を活かし、魅力を高めていくために、小売店舗（大型店、中小小売店を問わない）に求められること」又は「イ. 大型店と中小小売店のそれぞれの役割」から1つを選んで600字以内でお書きください。
- ④応募用紙は返却しませんので、御了承ください。

作文 テーマ	ア. まちの特性を活かし、魅力を高めていくために、小売店舗（大型店、中小 小売店を問わない）に求められること イ. 大型店と中小小売店のそれぞれの役割
-----------	---

（2つのテーマから1つを選んで、○をつけ、そのテーマについて御記入ください。）

氏 名

	5
	10
	15
	20

整理番号（京都市記入欄）	
--------------	--